

令和5年1月5日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

令和5年度税制改正・・・資産税・所得税関連について

令和4年12月16日税制改正大綱が発表されました。今後は来年2月に内容の審議、3月に成立、4月から施行となります。今回は資産税と所得税の改正についてです。詳細は今後決定される予定です。

【1】資産税関連

- (1) 生前贈与加算制度の見直し・・・令和6年1月以降適用
 - ①加算期間の延長・・・相続税の課税価格に加算される生前贈与の期間の改正相続開始前3年以内にされた暦年贈与→相続開始前7年以内にされた暦年贈与
 - ②加算額

延長した4年間に受けた贈与については総額100万までは相続財産に加算しない

- (2) 相続時精算課税制度の見直し・・・令和6年1月以降適用
 - ①基礎控除の創設
 - ・贈与した課税価格から毎年110万の基礎控除する
 - ②相続時加算額
 - ・相続時に相続財産に加算する金額は上記の110万を控除した残額
- (3) 教育資金・結婚資金等の一括贈与に係る非課税措置・・・2 年延長(令和7年3月31日)
 - 契約終了時の残額に対する適用税率の変更 贈与税の特例税率→一般税率

【2】所得税関連

(1) NISA の抜本的拡充と恒久化・・・令和6年1月より適用

現行制度			
	つみたてNISA	一般NISA	シ゛ュニアNISA
年間投資枠	40万	120万	80万
非課税限度額	800万	600万	400万
非課税保有期間	20年	5年	5年
			延長しないで
			廃止
改正後			
	つみたて投資枠	成長投資枠	
年間投資枠	120万	240万	
非課税限度額	1800万(成長枠はうち1200万)		
非課税保有期間	無期限		

非課税限度額は取得対価の額の合計額で判定のため、口座内で売却を行った場合は再投資が可能となります

(2) 高所得者層に対する課税の強化・・・令和7年分の所得から適用

下記の計算式により計算した金額が基準所得税額

選1 を超える場合は、差額分に対して申告・納税が必要となります

(基準所得金額) 2 — 3 億 3000 万) ×22. 5%

- 建1 その年分の基準所得金額に対する所得
- 建2 その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額
- (3) その他
 - ・スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設
 - ・個人事業者の各種届出等の手続きの簡素化